

第10分野「生涯を通じた女性の健康支援」

I これまでの施策の効果と、「生涯を通じた女性の健康支援」が十分に進まなかった理由

1 「生涯を通じた女性の健康支援」については、特定不妊治療費助成事業の実施、不妊治療のカウンセリング体制の普及、周産期²⁴医療ネットワークの整備、HIV／エイズ・性感染症・薬物乱用の有害性に関する啓発教材の中高校生への配布等の施策は進展しているが、妊娠中の喫煙・飲酒率の低下等は十分に進んでいない。

また、HIV感染者、エイズ患者数が増加傾向にあること、小児科・産科医を始めとする医師不足や地域における医療機関における救急医療体制不足の問題が発生していること、性差医療の普及など女性の健康ニーズに応える体制が十分でないことなどの課題がある。

2 生涯を通じた女性の健康支援が十分に進まなかった理由は以下のとおりである。

- (1) 子どもを産む・産まないにかかわらず、女性には、乳・幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた健康上の問題がある。しかし、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)²⁵の考え方が認識されてこなかったため、女性の健康は、子どもを産み、育てるという観点から、主に妊娠、出産、授乳期を中心に捉えられ、生涯を通じて重要な問題であるとの認識が普及してこなかった。
- (2) 性差医療は緒についたところであり、取組が十分に進んでいない。
- (3) 女性の医師等の仕事と生活の調和など、就業を継続する環境整備が十分に進んでいない。このことが、小児科、産婦人科などの医師不足にもつながっている。

II 今後の目標

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言える。心身及びその健康について正確な知識・情報を入手することは、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていくために必要である。特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することに、男女とも留意する必要がある。

²⁴ 周産期とは妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

²⁵ リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「すべてのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを獲得する権利」とされている。

このため、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点から、子どもを産む・産まないにかかわらず、また、年齢にかかわらず、すべての女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開を推進する。さらに、男女の性差に応じた健康を支援するための総合的な取組を推進する。

Ⅲ 施策の基本的方向と具体的な取組

1 生涯を通じた男女の健康の保持増進

(1) 施策の基本的方向

男女がその健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立する。特に女性については、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進ができるよう総合的な対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 生涯を通じた健康の保持増進のため、健康教育、健康相談、普及啓発、健康診査・指導などを推進する。
- ② 長い人生を寝たきりにならずに健康に過ごすための成人期・高齢期の女性の健康づくり支援を行う。
- ③ 若い女性のやせすぎや中高年の肥満防止等、健康の維持増進等のため、食育を推進する。
- ④ 科学的根拠に基づいた健康情報の収集・分析・提供を行う。

2 妊娠・出産等に関する健康支援

(1) 施策の基本的方向

妊娠・出産期は、女性の健康支援にとっての大きな節目であり、地域において安心して安全に子どもを産み育てることができるよう支援体制を充実するとともに、仕事と生活の調和の確立など支援を受けやすい環境整備を進める。特に、周産期医療体制の確保、不妊に悩む男女への対策を推進する。また、性に関する商業的、不正確な情報が氾濫する中であっては、望まない妊娠を防ぐという観点を含めて、性に関する健康問題について、正しく理解し適切に行動を取れることが必要である。このため、家庭・地域と連携し、学校において、発達段階に応じた適切な性教育を実施する。さらに、性と生殖に関して健康であることの重要性について、国民への正確な情報提供等に努める。

(2) 具体的な取組

- ① 市町村による妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨などにより、妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健診の公費負担や出産育児一時金などにより、その経済的負担の軽減を図る。
- ② 周産期医療や救急医療体制、小児医療体制を充実する。

- ③ 不妊治療に関する経済的支援、不妊専門の相談体制の充実等を進める。
- ④ 仕事と生活の調和を推進することなどにより、不妊治療のための休暇が取りやすい環境整備を進める。
- ⑤ 発達段階に応じた適切な性教育を推進する。
- ⑥ 人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度について、多様な国民の意見を踏まえた上で検討が行われる必要がある。

3 健康をおびやかす問題についての対策の推進

3-1 HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進

(1) 施策の基本的方向

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症は、健康に甚大な影響を及ぼすものであり、その予防から治療までの総合的な対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防に関する積極的な啓発活動を行う。
- ② 医療・検査・相談体制を充実する。
- ③ 研究開発を推進する。
- ④ HIV／エイズ等について発達段階に応じた教育を推進する。

3-2 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進

(1) 施策の基本的方向

薬物乱用は本人の身体及び精神の健康をむしばむのみならず、家庭崩壊や犯罪の原因となるなど社会の基盤を揺るがしかねない行為であり、対策の強化を図る。また、喫煙や過度の飲酒も健康を損なうこととなりやすく、特に女性は、生殖機能や胎児に悪影響があることなどから、受動喫煙防止対策を徹底するとともに、健康被害に関する情報提供等の対策を推進する。

(2) 具体的な取組

- ① 薬物の供給遮断、乱用者の取締り等需要の根絶を進める。
- ② 薬物乱用防止に関する教育・啓発を行う。
- ③ 喫煙・飲酒に関する正確な情報提供を行う。

4 性差医療の推進

(1) 施策の基本的方向

疾患の罹患状況が男女で異なるなど、生涯を通じた健康の保持のためには、性差に応

じた的確な医療を受けることが必要である。このため、性差医療に関する調査・研究を進めるとともに、性差医療の重要性に関する普及啓発、医療体制整備、性差を踏まえた心身の健康維持支援や生活習慣病の予防施策を進める。

(2) 具体的な取組

- ① 男女の精神的・身体的性差を踏まえた医療に関する調査・研究を充実する。
- ② 国民・医療関係者に対し、性差医療に関する知識の普及を進める。
- ③ 健康や医療サービス提供に関する男女別データの収集を行う。
- ④ 女性外来、性差医療に関する拠点病院の整備等、性差医療提供の体制整備を進める。
- ⑤ 精神面で孤立しやすい男性の相談・自殺予防なども含め、男女の心身の健康維持の支援を進める。
- ⑥ 性差に応じたがん検診(乳がん、卵巣がん、子宮がん、前立腺がん)や生活習慣病の予防施策等を進める。

5 医療分野における女性の参画の拡大

(1) 施策の基本的方向

女性の生涯を通じた健康支援のニーズに対応するため、医療体制の充実とともに、医療分野における女性の参画の拡大が必要である。例えば、医師国家試験合格者の3割以上を女性が占めており、医師の質の向上、国民の健康の保持増進を図るためにも、女性医師が働き続け、能力を発揮しやすい条件整備が必要である。医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保、就業継続・再就業支援などを進める。

(2) 具体的な取組

- ① 医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等の仕事と生活の調和の確保を進める。
- ② 保育所の充実、メンター制度等、継続就業を支援する。
- ③ 離職後の復帰支援を促進する。
- ④ 助産師を一層活用するため、医療機関との連携、研修の充実等を促進する。

6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

(1) 施策の基本的方向

男女が自らスポーツを行い、心身ともに健康で活力ある生活を形成するため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行う。また、スポーツ団体における女性の参画拡大に向けた取組を促進する。

(2) 具体的な取組

- ① 地域において、男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備する。

- ② 男女を問わず、地域の実態や住民のニーズに応じたスポーツに関する指導ができる人材について、各地方公共団体が養成・活用に努めるよう支援する。
- ③ 女性のスポーツ指導者の育成やスポーツ団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかける。